

## 議員提出議案第1号

地方自治法第96条第2項の規定による西脇市議会において議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び西脇市議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和5年3月22日

提出者	西脇市議会議員	村井正信
賛成者	同	坂部武美
同	同	東野敏弘

(理由)

「西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画（基本計画部分）」を、西脇市議会基本条例第12条にある「市政における重要な計画、提携及び協定のうち、議会における審議が必要と認めるもの」として、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件として条例で定める必要がある。

地方自治法第96条第2項の規定による西脇市議会において議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

地方自治法第96条第2項の規定による西脇市議会において議決すべき事件を定める条例（平成22年西脇市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会において議決すべき事件を次のように定める。  (1) 西脇市自治基本条例（平成25年西脇市条例第1号）第25条に規定する基本構想を策定し、変更し、又は廃止すること。 (2) 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること。 (3) <u>西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画（基本計画部分）を策定し、変更し、又は廃止すること。</u>	地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会において議決すべき事件を次のように定める。  (1) 西脇市自治基本条例（平成25年西脇市条例第1号）第25条に規定する基本構想を策定し、変更し、又は廃止すること。 (2) 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること。 (新設)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。